

# 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法  
第52条第1項の規定に基づく許可の取消処分事案 …… 2

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止について …… 3

# 公 示

## ◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条第1項の規定に基づく許可の取消処分事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

また、行政手続法第15条第1項各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書は、下記交付場所において執務時間中に交付可能であることを申し添える。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を經由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和6年10月22日

関東運輸局長 藤田 礼子

### 記

事案番号 24G06

1. 事業者の氏名及び住所

土屋 敏夫  
東京都板橋区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第52条第2項の規定違反によるタクシー業務  
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく許可の取消処分

3. 聴聞の期日

令和6年11月19日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎18階  
関東運輸局自動車監査指導部  
電話 045(211)7271

5. 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎18階  
関東運輸局自動車監査指導部  
電話 045(211)7271

# 公 示

24C07号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年10月24日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	24C07
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	丸建つばさ交通 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 24C07-1  埼玉県さいたま市大宮区桜木町2丁目362  埼玉県さいたま市大宮区大成町3丁目260  1. 30キロ</p> <p>事案番号 24C07-2  埼玉県さいたま市大宮区大成町3丁目260  埼玉県さいたま市大宮区大成町3丁目516-1  0. 26キロ</p> <p>事案番号 24C07-3  埼玉県さいたま市大宮区大成町3丁目516-1  埼玉県さいたま市北区榑引町2丁目197-7  0. 55キロ</p> <p>事案番号 24C07-4  埼玉県さいたま市北区榑引町2丁目197-7  埼玉県さいたま市北区榑引町2丁目151-1  0. 30キロ</p> <p>事案番号 24C07-5  埼玉県さいたま市北区榑引町2丁目151-1  埼玉県さいたま市大宮区上小町50  1. 40キロ</p> <p>事案番号 24C07-6  埼玉県さいたま市大宮区上小町50  埼玉県さいたま市大宮区上小町155  0. 30キロ</p> <p>事案番号 24C07-7  埼玉県さいたま市大宮区上小町155  埼玉県さいたま市大宮区三橋2丁目12-11  0. 20キロ</p>

	<p>事案番号 24C07-8  埼玉県さいたま市大宮区三橋2丁目12-11  埼玉県さいたま市大宮区上小町447-4  0.23キロ</p> <p>事案番号 24C07-9  埼玉県さいたま市大宮区上小町447-4  埼玉県さいたま市大宮区上小町463-1  0.15キロ</p> <p>事案番号 24C07-10  埼玉県さいたま市大宮区上小町463-1  埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目252  0.95キロ</p> <p>事案番号 24C07-11  埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目252  埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7  0.30キロ</p> <p>事案番号 24C07-12  埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7  埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7  0.1キロ</p> <p>事案番号 24C07-13  埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7  埼玉県さいたま市大宮区桜木町2丁目362  0.30キロ</p> <p>事案番号 24C07-14  埼玉県さいたま市大宮区桜木町2丁目3  埼玉県さいたま市大宮区桜木町2丁目3  0.30キロ</p>
休止の予定日	令和7年4月1日
予定する休止の期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
休止を必要とする理由	乗車人員が伸びず今後の利用増が見込めない状況であり、運行にかかる経費が会社経営を圧迫しているため。

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

### (参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

# 公 示

24C08号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年10月24日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	24C08
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	丸建つばさ交通 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 24C08-1  埼玉県蓮田市本町7丁目21番地先  埼玉県蓮田市上1丁目1番地22先  0.22キ口</p> <p>事案番号 24C08-2  埼玉県蓮田市上1丁目1番地22先  埼玉県蓮田市関山2丁目5番地23先  0.75キ口</p> <p>事案番号 24C08-3  埼玉県蓮田市関山2丁目5番地23先  埼玉県蓮田市関山3丁目9番地11先  0.22キ口</p> <p>事案番号 24C08-4  埼玉県蓮田市関山3丁目9番地11先  埼玉県蓮田市樺山1丁目5番地3先  0.27キ口</p> <p>事案番号 24C08-5  埼玉県蓮田市樺山1丁目5番地3先  埼玉県蓮田市樺山2丁目12番地216先  0.79キ口</p> <p>事案番号 24C08-6  埼玉県蓮田市樺山2丁目12番地216先  埼玉県蓮田市西城3丁目158番地先  0.08キ口</p> <p>事案番号 24C08-7  埼玉県蓮田市西城3丁目158番地先  埼玉県蓮田市西城3丁目201番地先1先  0.48キ口</p>



事案番号 24C04-8

埼玉県蓮田市西城3丁目201番地先1先  
埼玉県蓮田市西新宿3丁目95番地19先  
0.22キ口

事案番号 24C08-9

埼玉県蓮田市西新宿3丁目95番地19先  
埼玉県蓮田市西新宿4丁目77番地2先  
1.00キ口

事案番号 24C08-10

埼玉県白岡市西2丁目15番地13先  
埼玉県白岡市西2丁目14番地9先  
0.12キ口

事案番号 24C08-11

埼玉県白岡市西2丁目14番地9先  
埼玉県白岡市西2丁目3番地3先  
0.15キ口

事案番号 24C08-12

埼玉県白岡市西2丁目3番地3先  
埼玉県白岡市西5丁目2番地21先  
0.34キ口

事案番号 24C08-13

埼玉県白岡市西5丁目2番地21先  
埼玉県白岡市西5丁目13番地39先  
0.49キ口

事案番号 24C08-14

埼玉県白岡市西5丁目13番地39先  
埼玉県白岡市西10丁目1番地4先  
0.35キ口

事案番号 24C08-15

埼玉県白岡市西10丁目1番地4先  
埼玉県白岡市白岡東32番地8先  
0.80キ口

事案番号 24C08-16

埼玉県白岡市白岡東32番地8先

埼玉県白岡市白岡1179番地先

0.52キ口

事案番号 24C08-17

埼玉県白岡市白岡1179番地先

埼玉県白岡市白岡1186番地1先

0.10キ口

事案番号 24C08-18

埼玉県白岡市白岡1186番地1先

埼玉県白岡市白岡1211番地先

0.16キ口

事案番号 24C08-19

埼玉県白岡市白岡1211番地先

埼玉県白岡市白岡1508番地先

0.26キ口

事案番号 24C08-20

埼玉県白岡市白岡1508番地先

埼玉県白岡市小久喜1253番地先

0.06キ口

事案番号 24C08-21

埼玉県白岡市小久喜1253番地先

埼玉県白岡市小久喜977番地1先

0.55キ口

事案番号 24C08-22

埼玉県白岡市小久喜977番地1先

埼玉県白岡市小久喜938番地12先

0.13キ口

休止の予定日

令和7年4月1日

予定する休止の期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

休止を必要とする理由

乗車人員が伸びず今後の利用増が見込めない状況であり、  
運行にかかる経費が会社経営を圧迫しているため。

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

### (参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

# 公 示

24C09号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年10月24日

関東運輸局長 藤田 礼子

## 1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	24C09
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	丸建つばさ交通 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 24C09-1  埼玉県上尾市平塚937番地先  埼玉県上尾市平塚1696番地2先  0.87キロ</p> <p>事案番号 24C09-2  埼玉県上尾市平塚1696番地先  埼玉県上尾市平塚1813番地先  0.42キロ</p> <p>事案番号 24C09-3  埼玉県北足立郡伊奈町大字小室10592番地2先  埼玉県北足立郡伊奈町小室9976番地1先  0.57キロ</p> <p>事案番号 24C09-4  埼玉県北足立郡伊奈町小室9966番地1先  埼玉県北足立郡伊奈町小室5048番地4先  0.67キロ</p>
休止の予定日	令和7年4月1日
予定する休止の期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
休止を必要とする理由	乗車人員が伸びず今後の利用増が見込めない状況であり、運行にかかる経費が会社経営を圧迫しているため。

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

# 公 示

24C10号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年10月24日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	24C10
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	株式会社 グローバル交通
対象となる路線	<p>事案番号 24C10-1  埼玉県越谷市南越谷1丁目17番2先  埼玉県越谷市南越谷1丁目21番3先  0.28キロ</p> <p>事案番号 24C10-2  埼玉県越谷市南越谷1丁目21番3先  埼玉県越谷市南越谷2丁目14番41先  0.20キロ</p> <p>事案番号 24C10-3  埼玉県越谷市南越谷2丁目14番41先  埼玉県越谷市大字西方2647番2先  1.0キロ</p> <p>事案番号 24C10-4  埼玉県越谷市大字西方2761番2先  埼玉県越谷市大字西方2603番1先  0.21キロ</p> <p>事案番号 24C10-5  埼玉県越谷市大字西方2603番2先  埼玉県越谷市流通団地2丁目1番6先  0.74キロ</p> <p>事案番号 24C10-6  埼玉県越谷市流通団地2丁目1番6先  埼玉県越谷市流通団地2丁目3番3先  0.58キロ</p> <p>事案番号 24C10-7  埼玉県越谷市南越谷2丁目3番3先  埼玉県越谷市大字西方2617番2先  1.21キロ</p>



休止の予定日	令和7年4月1日
予定する休止の期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
休止を必要とする理由	当該路線については、客数が少ないうえに、赤字路線として運行してきたことに加え、慢性的な運転士不足、運転士の高齢化が進み、路線の継続運行が困難のため。

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

### （参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。